

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 1 7 年 1 2 月 2 日)

- 1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

むつ市議会全員協議会会議録

開会の日時 平成17年12月2日(金) 午前11時00分開会
午前11時51分閉会

場 所 下北文化会館 展示ホール

出席議員 (58人)

1番	濱田栄子	2番	堺孝悦
3番	川端一義	4番	杉浦洋
5番	白井二郎	6番	村中徹也
7番	川下八十美	8番	小林正
9番	菊池一郎	11番	高田正俊
12番	村川壽司	13番	東健而
14番	澤藤一雄	15番	石田勝弘
16番	富岡幸夫	17番	杉浦守彦
18番	柴田峯生	19番	山本留義
20番	久保田昌司	21番	横垣成年
22番	工藤孝夫	23番	大澤敬作
24番	松野裕而	25番	東谷良久
26番	東谷正司	27番	佐々木隆徳
28番	立石政男	29番	竹本強
31番	坂井一利	32番	福永忠雄
34番	飛内賢司	35番	赤松功
36番	田澤光雄	37番	徳誠
39番	鎌田ちよ子	40番	菊池広志
41番	野呂泰喜	42番	佐藤司
43番	千賀武由	44番	目時睦男
45番	田高利美	46番	澤田博文
47番	菊池清	48番	柏谷均
49番	工藤清四郎	50番	毛馬内光雄
51番	服部清三郎	52番	池田正利
54番	慶長徳造	56番	牛滝春夫
57番	本間千佳子	58番	半田義秋
59番	坪田智十司	60番	斉藤孝昭

6 1 番 中 村 正 志
6 3 番 川 端 澄 男

6 2 番 富 岡 修
6 4 番 宮 下 順 一 郎

欠席議員（6人）

1 0 番 新 谷 功
3 3 番 板 井 磯 美
5 3 番 杉 本 清 記

3 0 番 千 船 司
3 8 番 佐 々 木 肇
5 5 番 工 藤 直 義

○説明のため出席した者

市	長	杉 山	肅
助	役	田 頭	肇
収 入	役	田 中	實
教 育	長	牧 野	正 藏
公 営 企 業 管 理 者		杉 山	重 一
代 表 監 査 委 員		菊 池	十 三 夫
総 務 部	長	齋 藤	純
企 画 部	長	渡 邊	悟
民 生 部	長	高 橋	勉
保 健 福 祉 部	長	名 久 井	耕 一
経 済 部	長	森	正 剛
建 設 部	長	藤 井	幸 男
教 育 部	長	宮 下	孝 信
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事		新 谷	加 水
公 営 企 業 局 長		新 谷	博 仁
監 査 委 員 事 務 局 長		小 川	照 久
総 務 部 副 理 事 ・ 総 務 課 長		佐 藤	節 雄
企 画 部 次 長		工 藤	武 勝
企 画 部 財 政 調 整 監		近 原	芳 栄
企 画 部 財 政 課 長		下 山	益 雄
川 内 庁 舎 所 長		佐 藤	吉 男
大 畑 庁 舎 所 長		中 嶋	康 夫
脇 野 沢 庁 舎 所 長		千 船	藤 四 郎
総 務 部 総 務 課 長 補 佐		濱 田	賢 一
総 務 部 総 務 課 行 政 係 主 査		中 野	敬 三

○事務局出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子
庶務系主任	濱村	勝義	調査係主査	青山	諭
庶務係主任	赤石	奈穂子	議事係主事	葛西	信弘

(午前11時00分 開会)

○議長(宮下順一郎) ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることとしております。

それでは、市長から報告をお願いいたします。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

まず、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成17年11月25日に開会されました組合議会第12回臨時会に提案され、可決及び承認されました3議案7報告についてご説明いたします。

まず、議案第16号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、人事院の国会及び内閣に対する公務員給与についての勧告にかんがみ、職員の給料月額、初任給調整手当及び扶養手当の額並びに勤勉手当の支給割合を改定したものであります。

次に、議案第17号 一部事務組合下北医療センター国民健康保険川内病院特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、むつ市特別職職員の改正に準じ、期末手当の支給割合を改定したものであります。

次に、議案第18号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、大間病院職員及び風間浦地区診療所職員に係る本年12月に支給される職員の期末手当の支給額を、当該町村の職員との均衡を勘案して、職種に応じて減額することとしたものであります。

次に、報告第5号及び報告第6号の専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これらは、本年3月27日をもって津軽北部広域事務組合が解散したこと及び階上町南郷村田代小学校中学校組合が名称変更したことに伴い、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合から、それぞれ組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第7号及び報告第8号の専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これらは、平成16年3月9日にむつ総合病院において発生した医療上の事故によって損害を与えた相手方に賠償金を支

払うことに急を要したため、損害賠償の額を定めることについて及び関係予算を専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第9号及び報告第10号の専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これらは、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合から平成18年1月1日以降の青森県内の市町村合併等に伴い、それぞれ組合を組織する地方公共団体数の増減及び規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成17年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてでありまして、むつ総合病院及び風間浦地区診療所の医療機器購入のための予算措置並びにむつ総合病院、大畑診療所及び脇野沢診療所の財務会計システム導入に伴う債務負担行為の設定に急を要し、関係予算を専決処分し、報告したものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。平成17年11月30日に開会されました組合議会第32回臨時会に提案され、可決及び承認されました2議案5報告についてご説明いたします。

まず、議案第33号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、一部事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げましたものと同様のものであります。

次に、議案第34号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。これは、石綿をボイラーの蒸気管の遮熱材としないこととし、及び火災に関する警報の発令中における山林等の指定地域内での喫煙を禁止するとともに、その他条文整備をしたものであります。

次に、報告第11号から報告第13号までの専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これらは、青森県消防補償等組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県市町村職員退職手当組合から、平成18年1月1日以降の青森県内の市町村合併等に伴い、それぞれ組合を組織する地方公共団体数の増減及び組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、水防法の一部改正に伴い、青森県消防補償等組合の共同処理する事務及び規約の変更が必要となり、この協議に急を要したため、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

てについてであります。これは平成17年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありまして、はまゆり学園及び大湊消防署のアスベスト対策工事のための予算措置に急を要し、専決処分し、報告したものであります。

なお、8月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（宮下順一郎） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 一部事務組合の報告に関連して質疑をさせていただきます。

まず最初に、病院問題であります。大畑病院が医師不足のため入院できない診療所になってから、あと4カ月で1年になるわけです。この8カ月の間に救急車でむつ総合病院に行ったが、入院させてもらえずに大畑までタクシーで帰ってきた、次の日に再びタクシーで病院に行って入院、あるいはまた、救急車を呼ぶほどではないが、夜間にぐあいが悪くなって車を運転できる状態ではないので、タクシーで病院まで往復したなど、わずかばかりの国民年金で生活している高齢者の場合は、特に生存をも脅かす死活問題となっております。これらの実情は、さきの選挙で市長が大畑においでになるたびに切実な市民の声を実感されたのではないかと思います。

先日の新聞で県の医師確保戦略が報道されておりました。医師をはぐくむ環境を整える、医師が働く環境を整える、県と市町村、大学がそれぞれ連携と支援ネットワークの構築などが基本のようではありますが、むつ市においては市長が独自に進めてこられた環境整備とあわせて県と今後どのように連携していけるのか。これらは、ある意味では中長期的な対策であるとの感を抱くものであります。これとは別に、大畑診療所の問題は、早急に対応すべき問題であると思いますが、現在の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、浄化槽管理業者の問題であります。先般8月23日の全員協議会での答弁を精査してみましたが、くみ取り業務は事務組合の許可業務で、料金は審議会で決めたものをちょうだいしている、浄化槽管理業務は一般の商行為であり、事務組合の権限が及ばない、業者組合の中で議論していただくよう要請することは可能であろう、くみ取り業者の新規参入をお断りしてきてい

るという現実があるというものでありました。私の考えは、市民の利益を考えて、5社のくみ取り業者の許可区域を全市フリーにすることでありまして、市長の言われるように、特定の業者を許可から除外して、営業妨害になるというようなことには全くならないと思います。このことで、浄化槽管理業者もおのずから相互に参入して競争原理の働く状況が生まれるのであります。

大畑の実情を申しますと、一般の単独浄化槽で年間1万数千円の料金の差があります。これは、例えば7人槽、8人槽の浄化槽を設置している家庭がたったひとり暮らしの家庭であってもこの料金、同じ料金を徴収されているようであります。さらにはまた、くみ取りに関するさまざまなトラブルが発生しております。一つの地域に1社しかないということは、まさに独占企業であります。公務員と同じ意識になるのではないですか、その従業員の方々も含めて。これがこの地域住民、市民の皆さんにいかにか大きな負担を与えているか。こういう実情を参酌しまして、市長、改めてご答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 大畑診療所ではありますが、ここは診療所でありますから、最大限19床までの入院ベッドは持てるという法律の枠の中にあります。しかし、今専任の医師が3人いなければ入院の仕事は対処できない、そういう状況を認識しながら、今むつ総合病院を中心に医師確保の働きかけをしているところであります。澤藤議員十分ご承知のように、県内は言うに及ばず、東北全体でも医師不足の状態にあり、それに加えて大学がかつてのように医師を派遣してくるという方法を採用できなくなっている。我々は、自治医科大学を卒業しているお医者さんをなるべく回してほしいという要請をしてきております。これまでも大畑病院に自治医科大学を終えられたドクターに来ていただいておりました。これは特例措置ということでありまして、県の方には自治医科大学の医師を配分する権限は持っておりますが、その権限を少し外れた形で大畑病院に派遣してくれておったのであります。これは例外措置で、1年限りであるというようなことで、今現在は派遣してもらえないような環境になってきており、そういうトータルで見ると非常に厳しい状況の中で、いかにすれば大畑病院を有床の診療所にできるか、その道を模索しているところでありますので、時間をちょうだいしたいと思います。

浄化槽の問題ではありますが、これは先ほど澤藤議員、私の答弁を引用しておっしゃっておられますけれども、要するに業者間の問題に帰着する可能性が強いわけであります。私どもは、くみ取りの料金設定については委員会を開き、審議をしていただいておりますけれども、浄化槽はその大きさによって対応する料金表を県全体で決めている基準がございます。その基準の中で

現在大畑地区は県の組合が決めた基準を正しく適用しているようであり
ます。

むつ地区に関して申しますと、組合の中で申し合わせをして、サービ
スをするということをやっているらしいのでありまして、この議会の中
にも組合の最高幹部の方がいらっしゃいますので、私から申し上げに
くい部分もございますけれども、そういうことをお考えいただきまして、
今後私も努力を怠るとは決して申しておりません。むつ地区の業者
にもご相談はいたしております。そういう状況でありますので、行政
の果たすべき責任の範囲内で今我々は仕事をしてもらっていると、
こう申し上げるべきかと思っておりますので、ご理解を賜りたい。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 病院の問題については、実情がそうだろうと思
います。一つは、県が立てた戦略、これと今進めているむつ総合病院
の環境整備と、この辺の今後の連携といいますか、そうしたものにつ
いてご答弁をいただきたいと思えます。

それから、この浄化槽、くみ取り業者の件につきましては、市長はさ
きの答弁でも、浄化槽の保守管理契約については一般商行為だと、こ
ういう答弁もされております。そして、その浄化槽の清掃管理と汚
泥の抜き取り、くみ取りの業務は別に契約できるのだというような
答弁もされております。しかし、浄化槽の管理清掃、汚泥の抜き取
り、これは一体にならないと正確に遂行できない業務だと。これ
を、私は業者の方に確認をとっております。そして、決して私は市
長に、浄化槽の管理業務について指導権限を発動してほしいという
ようなことを言っているのではございません。くみ取り業者の区域
割許可、認可を全市フリーにすれば、5社の業者が相互に乗り入れ
をして、自動的に浄化槽管理業務についても相互に競争原理が働く
状況になると、このように申し上げているのであります。どうも市
長は、業者組合の方々に配慮をする余り、今大畑地区の市民、今
回新たに新市に編入された町村の部分では、非常に産業の衰退、
事業所の閉鎖、こうしたことで職がなくなる、それによってさら
に若い人たちがこの地域から姿を消していく、そして残るのは
細々と年金で辛うじて生活している高齢者の方が多くなっている。
これは、ある意味では過疎化のまさにスパイラル現象であろうと
私は思うのであります。こういう状況の中で年間1万数千円の、あ
るいはまた、それに加えて旧むつ市の業者は、清掃のための水
をタンク車で持ってきて使う。ところが、その浄化槽を設置してい
る家庭の水道をあけっ放しにして30分も40分も清掃するとい
うような状況があるのであります。それによりますと、年間非常に

大きい負担になるはずなのです。こうしたことは、くみ取り業者を全市フリーにすることによって浄化槽の清掃管理業務も競争原理が働くようになるのであります。そうした状況にするために市長は、さきの答弁で、料金を審議する審議会に許可区域の要件についても付加をして諮問をする方向にという答弁もされました。しかし、それは市長、審議会に権限を与えるということは、市長の責任を軽くするということにつながるのではないですか。ご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 大畑診療所の問題であります。むつ総合病院の病院長、事務局長は弘前大学にも積極的に接触し、いかにしたら近い将来に医師を増員できるかという折衝を繰り返しています。また県とも同じような折衝を繰り返しているところでありますので、私どもよりも気脈の通じているという言い方は正しくありませんけれども、病院長という立場、卒業生であるという立場で弘前大学の先生方とさまざまな折衝をしているこの推移を見守っていくのが私がとるべき立場であろうと思います。年1回は必ず弘前大学医学部の先生方と懇談をする機会をつくっていただいておりますので、そのような場でのあいさつの中でよく言われるのであります。個別の願いはしませんよと、総体で面倒を見ていただきたいということは申し上げておるところでございます。かなりむつ総合病院及び下北医療センター全体に対して厚意的なお考えを示していただいているところでありますので、このようなことが実ることを待ちたいと、そう考えております。

浄化槽の問題で審議会をつくっているのは隠れみのだろうというご発言でございますが、では私一人で決めればいいのかね。審議会は市長ではなくて管理者という立場でそういう制度を受け継いでこれまでやってきています。そういうのは要らないからといえば、金が少し浮きます。その方が気楽ではあるのですが、それは隠れみのというよりも、公平にご審議をいただいて決めている。各地区の代表の方々に委員になっていただいて、地域の実情に合わせてご検討いただいているというのが審議会の制度でありますから、隠れみではなくて、かなり真剣な検討をしてもらっておりますし、ここほとんど七、八年料金の改定は行っていません。これは、現在の物価指数を勘案してお決めいただいていることのようにありますが、多少の10銭単位のところまでの答申は動いておりますけれども、実際の金額には影響しておりません。その点と、浄化槽の問題に対するこの地域を特定しているのはおかしいではないかと、フリーにするべきだというご意見でありますけれども、かつて30年ほど前にくみ取り業者がフリーで存在したことがございます。その

ときは、競争が激しくなりました、サービスもよくなりました、反動もありました。くみ取り料の水増しなどということもあったのです。そういう経験の上に立って今日我々が運営している制度がつくられてきておるわけでありますから、その経験を生かしていくのがこの審議会のシステムだろうと、そう思っております。諮問をすることはできますが、あくまでも民主的な手段として諮問をするのでありまして、隠れみのにするという意味は全然ございませんので、そのあたりをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 大畑診療所につきましては、市長の選挙公約でもありませんので、今後とも最大限の努力を払っていただきますようお願いを申し上げます。

そして、浄化槽くみ取り業の関係ですけれども、料金を審議すべきために設置された審議会、それに許可区域も付加して諮問をするというような前回の答弁だったのに対して私が先ほどのような発言をしたわけでございますので、あえて料金以外のことを審議会に、管理者の権限、あるいは事務組合の議会が存在する中で、あえて審議会にそういう諮問の項目を付加する必要があるのかということをおは申し上げたのであります。民主主義、だから審議会がなければならないというような、審議会にそのことをあえて付加しなければならないというような議論にはおはならないと思うのです。

確かにフリーにしたときのいろんな問題があったということも言われました。しかし、今そうでないことによって浄化槽を大畑地区で千数十設置している家庭があります。この家庭の人たちが非常に少ない収入の中からそうした高い料金、あるいはその他さまざまな不利益を受けているのであります。本当に市長を頼みとするこの地域住民の人たちが、管理者たる市長の権限で動くべきこの状況がいつまでこのまま据え置かれるのか、これはまさに切実な問題であります。金銭以外のトラブルもあると先ほどおは申し上げました。そうした状況を早急に改善していただくために、市長のいま一度のご決断を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、管理者に決断を求めることが果たして正しいのかどうか、ちょっと考えてみなければわからないことでもありますので、審議会があるのに、区域割を定めたから審議会がつくられているのです。ですから、そういう中で公的に、あるいは非公式にさまざまな試行錯誤を繰り返さなければならない問題ではないのかなというふうな思いもあります。努力してみますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） つい最近、自治体病院の決算見込みが出まして、下北医療センターは何か1月以降に決算ということなのですが、その中でむつ総合病院につきましては、非常に医師、職員、それから皆さんの努力によりまして、単年度では黒字を出して累積赤字をかなり減少することに役立ったという報道がされております。しかし、その中でもまだ累積して117億円ですか、むつ総合病院、これは診療所なんかも含んでおりますけれども、あると。そのほかに川内病院、大畑診療所等もまだ赤字を抱えている、欠損金を抱えているわけですが、そういった中でも努力されているということには敬意を表したいと思います。

そこで、脇野沢診療所では累積赤字が6億円くらいあるわけですが、私最近脇野沢診療所へ通っておりまして、痛切に感じておることを申し上げまして、市長のお答えをいただきたいと思うのです。実は脇野沢診療所の待合室のフロアの亀裂の問題です。非常に目立つ亀裂が生じております。これは、恐らく構造上の問題ではないかと思うのですが、建築して以来長いくいを打っている建物ですから、その後の地震などによって床面に亀裂を生じているのではないかと思いますけれども、一般的に許容できる範囲の亀裂とは言いがたいものが見られるわけでありまして。やっぱり災害時には患者を収容する、あるいは体が弱ったときに診療所へ通うという患者の心理からしますと、この床の亀裂は非常に圧迫感があります。多くの累積赤字をまだ抱えている再建途上ですが、このような環境は診療所としてはやっぱり改善していただきたいなど、こう思っておるわけでありまして、その辺のところ今後調査してやっていただけるのかどうか、お考えを伺っておきたい思います。

それから、最近の市町村合併の状況、あるいは核燃による資金が下北の場合は東通村、あるいは大間原発に伴って大間町を中心にした合併問題が出ておりますけれども、この下北医療センターをつくったときの所期の目的からしまして、医師の確保と高度医療ということで当時の八つの市町村が下北医療センターをつくったわけですが、それからこのように経過しまして、今日の状況から見て、下北医療センターを一度解消するというのも私は視野に入れるべき時期にあるのではないかと。そういったことで、特に東通村とか大間町からこの解体論というようなものが出ていないかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） むつ総合病院の赤字が解消しているのは、経営再建5カ

年計画というものがありまして、建前上はむつ市、青森県がそれぞれ1億3,000万円、残りの2億4,000万円を国が出してくれているということになって、むつ市を經由してむつ総合病院に年間5億円ずつ金が入っているわけですが、平成16年度で生まれた黒字は、そこまでいっていないのです。4億円台です。ですから、一般会計がお助けをやっているわけです。国から交付金に算入されて入っているというふうに言われておりますこの経営再建5カ年計画に対して、国が負担していると言っている2億4,000万円が果たして入っているかどうかはどこにも印はついていないのです。一般会計のお荷物になっているという要素もなしとはできない。そういう状況の中で、形の上では黒字になっているということで新聞では褒めてもらっておりますが、かなり複雑な気持ちでその数字を見ているところであります。

脇野沢診療所の床に亀裂があるということについては、市の建築担当者の中を見させて、その原因をまず調査させるということから入っていきたいと思います。そういう中で不安があるのであれば、それなりに対応しなければならないと思います。

それから、下北医療センターの解体論、これはないわけではありません。何も役に立っていない、そういう言い方があります。しかし、現実に申し上げますと、今むつ総合病院が川内病院、大畑診療所、それから大間病院にも応援の医師を出しています。下北医療センターがなくなれば、気が楽になります。むつ総合病院だけ考えていけばいいのです。あとは、むつ市内の病院、診療所を考えていけばいいのです。大分気が楽になります。

今司令塔のような形で医師を集めたりなどするのに県と折衝するにも、下北医療センターがその核になってやっておりますから、財政面でのプラスはお互いプラスもマイナスもないのであります。それぞれが独立採算のシステムになっています。財政支出が伴うのは、議会の運営にだけなのです。あとは、得になっているのか、損しているのかというのは、それぞれの病院に財政的な責任を持ってあります市町村長の判断にかかってくると思いますが、一部に、もうなくてもいいやと、医師確保の使命はもう果たせないだろうからなくてもいいやというご意見はあります。しかし、現実に先ほど申し上げたような下北医療センター、中核病院でありますむつ総合病院から医師が支援に定期的に出かけているということに対しては、これは無視できない現実の重みだろうと、そう考えておりますので、下北医療センター解体論は余り大きな声にはならないようです。つぶやかれてはいるようですが、声としてはまだ全然ないというふうに私は認識をいたしております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 下北医療センター、むつ総合病院の赤字の問題で、今市長は謙虚なご発言でございましたけれども、それだけご努力をなさっているということで評価をしておきたいと思います。

診療所の関係につきまして、調査していただくということですので、ご説明を了解したいと思います。

下北医療センターの問題は、やはり当初から医師の確保ということと高度医療ということがやっぱり題目で出たわけですから、その流れが持続しているのであれば、現状を持続することはやぶさかではありませんけれども、やはりいろんなお金を持ち、個人的にお金を持ち始めた町村がいろいろな意思を述べ始めて、今までの苦しみを忘れて下北医療センターがいろいろな困難な場面に直面することがないように、特に今回の予算のご説明の中での職員給与の扱いにつきましても、まだ市町村の実情にとらわれているというような条例案もあります。やっぱり一体化するのであれば、一体化した中でやっていただくということを要望申し上げて終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） 資料の中でちょっとお聞きいたします。

医師の異動についてという資料ですが、2名の先生が退職なさって、大畑の病院で、のどから手が出るほど欲しかったあの内科の先生が、それぞれ弘前大学へ1名、岩手県の遠野病院へ1名行かれたのですけれども、この先生方をどういう理由でそちらへ行かれたのか、ご説明をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、まだ大学に医師を修行させてそれぞれの地域医療に貢献させるという権限が残っているということのあかしでありまして、内科副部長は弘前大学大学院に戻っています。高度医療を勉強するという意味であります。それから、内科のお医者さんは遠野病院に転出であります。交代の人は入ってきているのです。この辺までは、定期的な異動であります。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 病院関係は、よくわからないのですが、医師の充足率が60%を切ると医療費が削減になるというようなことをお聞きしていますが、今の状態で先生の充足率というのは何%なのでしょう、お聞きします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 充足率については正確な数字は手元にありませんが、60%以上であることは間違いありません。その内容は何かというと、国家試験に合格すれば、とりあえず医師という肩書はもらえるのです。ところが、そうい

う先生方が指定研修病院で研修をして初めて医師としての収入をもらえるということになる、一人前になったということです。むつ総合病院で、現在12人指定研修医というのがいます。2年たちますと、今度は後期の研修に大学に戻らなければならないのです。来年6人来てもらうために一生懸命努力したのですが、残念ながら2人しか来てくれることにならなかった。でも、来てもらえれば医師です。指導医と両方合わせると、ほぼ80%を超えるくらいの充足率になっているはずであります。そういう状況がありますので、充足率は上がっていると。ただし、まだひよこである、けれども医者であるということで、なかなかわかりにくい話であります。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（瀨田栄子） 春の段階では、市長は研修医も入れると100%になるということをお話しなされていたわけですがけれども、それでも一人前の先生は63%ぐらいで、その後何名かの医師の異動がありまして、恐らくそれを私のどんぶり勘定でいきますと、70%以上の充足率ではなかったのかなという気持ちでございましたが、市長から、もう一度アドバイスを兼ねたご答弁をいただきたいなと思います。

私たちが医師がない、医師がないと騒いでいるけれども、我々の動きとして、ではどういう動きをすれば、市長の行動も兼ねて、我々の動きも兼ねて、大畑診療所の19床が稼働できるのかなということと、それからむつ総合病院を通して大畑診療所に先生が来られるので、むつ総合病院にあと何名のお医者さんが来られれば、大畑診療所の方に配置していただけるのかなということも、もし市長、ご答弁できたらお願いします。

それから、今下北医療センターの本部長が不在ということですので、むつ総合病院の院長先生がお医者さんの配置をなされていると思います。市長もその辺のところを何とかローテーションを組んで大畑診療所、これから風邪がはやる時期でございます。先ほどの議員も大畑の人はそれぞれ大変だという実情を訴えておりました。私は大畑のお年寄りはずごくプライドを持ったお年寄りが多いと思っております。旧大畑町が存在したときは、介護保険料が県内で一番安うございました。元気なお年寄りが多いということです。けれども、ちょっと風邪を引いて奥さんが弱ったときは、やっぱり近くに入院して、早い時期に退院して介護を受けないで一生現役でやっていきたいと。私も、またそういう親孝行の政治をしたいと思っております。何とか市長には、この病院問題にはよろしく願いたいします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議員活動の一環として、医師確保運動を展開するという

ことであれば、まず今私が申し上げているのは、ある意味では門前の小僧がお答えしているような部分もあるわけであります。ご指摘のように、今むつ総合病院の院長が本部長的な仕事をしております。4月から本部長を兼務してもらおうかという思いで検討しているところですが、この本部長を中心とした医師確保運動が一番入っていただきやすい道ではないかと、こう考えています。

それから、患者が大畑診療所に入院ができないために、むつ総合病院のベッド待ちの患者さんがふえてきています。ですから、むつ総合病院にとってもベッドを持った診療所化、これは本当は実現したい最大の願いなのです。そういう共通のメリットを担っているわけですから、入院ができるような体制にするためにお力をかしていただくことにはお願いをしたいと、そう思っております。

それから、元気なお年寄りがいらっしゃって介護保険料が安かったということですが、若干認識に違いがございます。特別養護老人ホームの責任者がこの議場にいらっしゃいますので、余り言いやすいことではありませんけれども、あそこにしばらく大畑の人が入らなかった時代があるのです。そのために、町からの介護支給額が低く抑えられていたという現実があることはご理解願っていらっしゃると思うのですが、そういうことありまして、今介護保険、新むつ市で一本になっていますが、まだ保険料については若干の差が設けられているはずですが、そういう状況で、実質的にはもう介護保険料はそろそろ一本化する検討を積極的にやらなければならない時期であると思います。元気なお年寄りがいらっしゃることは大変望ましいことではありますが、しかし現実的にはいわゆる核家族化の進行によって介護を受けた方がいいという方もいらっしゃるはずですが、それから、介護保険法が変わりまして、自立をしていくことを支援する介護というふうに法の精神が変わりました。ですから、自宅で頑張ってもらいたいというのが一番望ましいというのが今の新しい介護保険法の精神でもありますので、そのようなことで大畑のお年寄りが元気だということは結構なことであると思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

（午前 11 時 51 分 閉会）

以上のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 宮 下 順一郎